

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【事業年度】 第6期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

【英訳名】 IR Japan Holdings, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-3519-6750(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理総務部長 藤原 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-3519-6750(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理総務部長 藤原 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(千円)	3,469,512	3,836,904	4,133,898	4,827,639	7,682,321
経常利益	(千円)	779,870	1,008,918	1,157,159	1,447,823	3,611,672
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	445,134	694,823	821,610	976,904	2,445,476
包括利益	(千円)	445,691	696,000	821,802	975,950	2,444,904
純資産額	(千円)	3,095,121	3,190,001	3,586,771	4,008,236	5,212,205
総資産額	(千円)	3,986,881	3,847,978	4,589,908	5,051,214	7,712,480
1株当たり純資産額	(円)	166.81	179.39	201.38	224.87	293.52
1株当たり当期純利益金額	(円)	23.99	38.86	46.15	54.82	137.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	77.6	82.9	78.1	79.4	67.6
自己資本利益率	(%)	15.0	22.1	24.2	25.7	53.0
株価収益率	(倍)	14.7	16.6	26.3	33.1	42.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	542,176	825,012	1,225,682	1,352,682	3,512,491
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,985	183,967	459,027	338,507	197,351
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	103,898	600,751	344,804	580,067	1,264,559
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,464,252	1,872,420	2,293,254	2,726,534	4,777,059
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	150 (13)	150 (12)	160 (12)	160 (12)	157 (17)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額については、当該株式分割が第2期の期首に実施されたと仮定し算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	(千円)	159,600	651,200	918,132	1,248,547	1,642,634
経常利益	(千円)	38,919	513,434	767,849	1,055,009	1,430,351
当期純利益	(千円)	7,976	476,685	747,594	986,109	1,346,180
資本金	(千円)	795,803	795,803	805,796	818,292	830,000
発行済株式総数	(株)	9,277,555	9,277,555	9,291,955	17,825,310	17,833,810
純資産額	(千円)	2,630,524	2,505,771	2,828,651	3,260,275	3,365,521
総資産額	(千円)	2,901,750	2,643,572	3,173,721	3,616,562	4,842,575
1株当たり純資産額	(円)	141.77	140.91	158.81	182.91	189.52
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	28.00 (10.00)	40.00 (15.00)	60.00 (25.00)	38.00 (15.00)	70.00 (25.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	0.43	26.67	42.00	55.34	75.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	90.7	94.8	89.1	90.1	69.5
自己資本利益率	(%)	0.3	18.6	28.0	32.4	40.6
株価収益率	(倍)	822.3	24.2	28.9	43.8	76.7
配当性向	(%)	3,256.8	75.0	71.4	68.7	92.6
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	5 (-)	6 (-)	7 (-)	7 (-)	7 (-)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	71.2 (89.1)	134.3 (102.3)	260.2 (118.5)	397.5 (112.5)	1,287.9 (101.7)
最高株価	(円)	1,224	1,528	2,554	1,905 (4,035)	7,680
最低株価	(円)	570	629	1,040	1,108 (2,398)	1,739

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第2期及び第3期の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものとなっております。

4. 第4期の最高株価及び最低株価は、当社株式が2017年6月6日に東京証券取引所市場第二部に上場されたことから、最高株価については東京証券取引所市場第二部、最低株価については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものとなっております。

5. 当社は、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が第2期の期首に実施されたと仮定し算定しております。

6. 第5期の最高株価及び最低株価は、当社株式が2018年9月27日に東京証券取引所市場第一部に銘柄指定を受けたことから、東京証券取引所市場第一部におけるものとなっております。

7. 第5期の最高株価及び最低株価については、当社は2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。なお、括弧内の最高株価及び最低株価については東京証券取引所市場第二部におけるものとなっております。

8. 第6期の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものとなっております。

2 【沿革】

当社は2015年2月2日に単独株式移転により株式会社アイ・アール ジャパン（以下、アイ・アール ジャパン）の完全親会社として設立されました。

（当社の沿革）

年月	概要
2015年2月	アイ・アール ジャパンが単独株式移転の方法により当社を設立 当社の普通株式を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2015年6月	監査等委員会設置会社に移行
2017年6月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2018年1月	東京都千代田区丸の内に「丸の内オフィス」を新設
2018年9月	東京証券取引所市場第一部へ銘柄指定

また、当社の完全子会社となったアイ・アール ジャパンの沿革は以下のとおりであります。

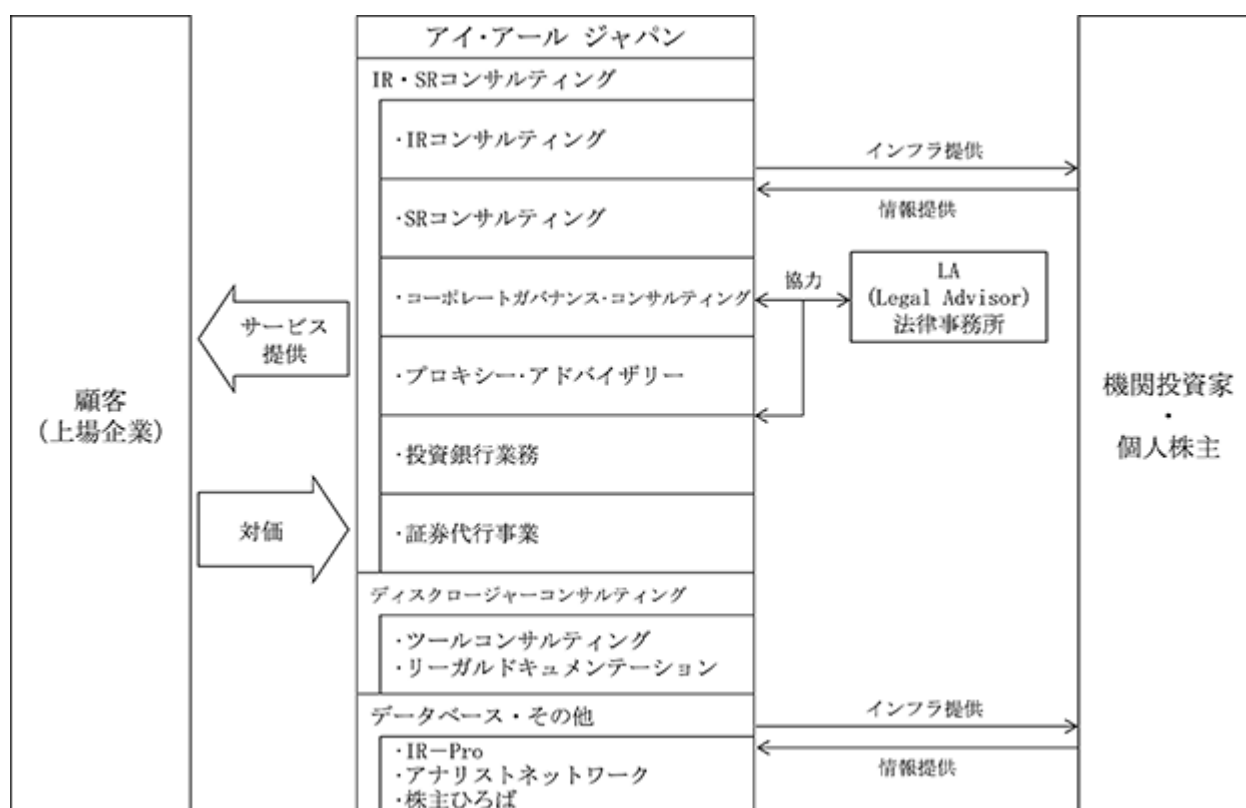
（アイ・アール ジャパンの沿革）

年月	概要
2007年10月	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現アイ・アール ジャパン）を旧株式会社 アイ・アール ジャパンのMBOを目的として、資本金10,000千円で東京都大田区に設立
2007年12月	本店所在地を東京都港区に置くことを臨時株主総会において決議
2008年2月	旧株式会社アイ・アール ジャパンを株式交換により完全子会社化
2008年4月	経営資源の効率化を目的とし、旧株式会社アイ・アール ジャパン（実質上の存続会社）と株 式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（形式上の存続会社）が合併。形式上の存続 会社が株式会社アイ・アール ジャパンに商号変更
2011年3月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2012年3月	第一種金融商品取引業者登録「関東財務局長（金商）第2624号」
2012年4月	証券代行業を開始
2013年4月	日本初のコミットメント型ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）を実施
2013年7月	大阪証券取引所現物市場の東京証券取引所への統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタン ダード）に上場
2015年2月	完全親会社である当社の設立に伴い、アイ・アール ジャパンが東京証券取引所JASDAQ（スタン ダード）の上場を廃止
2015年2月	本店所在地を東京都港区から現在の東京都千代田区霞が関に移転
2017年12月	TOKYO PRO Market J-Adviser資格を取得
2018年1月	東京都千代田区丸の内に「丸の内オフィス」を新設
2019年6月	第一種金融商品取引業者変更登録（金融商品取引業法第2条第8項第9号及び第2号に定める 業務）

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社1社（アイ・アール ジャパン）で構成され事業活動を展開しております。事業の系統図は次のとおりであります。

【事業系統図】



アイ・アール ジャパンの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。アイ・アール ジャパンでは、IR(Investor Relations)活動を「上場企業が広く投資家全般を対象として行うリレーション構築活動」と、SR(Shareholder Relations)活動を「上場企業が自社の株主を対象として行うリレーション強化活動」と、それぞれ位置付けております。

アイ・アール ジャパンは上場企業等に対してIR・SR活動を総合的にサポートするため、「IR・SRコンサルティング」、「ディスクロージャーコンサルティング」、「データベース・その他」という3つのサービスを提供しております。

アイ・アール ジャパンは、これらのサービスを提供するため、国内897社、海外8,578社のファンドマネージャー、アナリスト、議決権行使担当者を網羅する機関投資家ネットワークやWEBアンケートシステム「株主ひろば」に登録する56,103名の個人株主とのネットワーク（2020年3月31日現在）を利用して、内外のコンサルティングサービスを提供するのに不可欠な情報を日々収集しております。また、アイ・アール ジャパンは情報収集を行うだけでなく、機関投資家や個人株主の意見や要望を上場企業に伝えることで上場企業と投資家・株主をつなぐ仲介役としての役割も担っております。

さらに、プロキシ・ファイト（委任状争奪戦）等の有事に際しては、アイ・アール ジャパンがLA(Legal Advisor: 法律事務所)と連携してPA(Proxy Advisor)やFA(Financial Advisor: 投資銀行)として支援を行います。

2014年1月に発足した投資銀行部は、経験豊富な人材を採用するなど組織・業務体制を強化し、上場企業等に対してM&A・経営統合・完全子会社化等のフィナンシャル・アドバイザー業務、上場会社の第三者割当増資の支援等を行うプライベート・プレイスメント業務、未上場会社のTOKYO Pro Market上場を支援するJ-Adviser業務といった総合的な金融ソリューションを提供する体制を整えております。

(1) IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシー・アドバイザー（株主総会議案可決における総合的な戦略立案）、投資銀行業務、証券代行業務等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

《実質株主判明調査》

上場企業が効率的かつ実効的なIR・SR活動を実施する第一歩としては、IR・SR活動の重要な対象者となる機関投資家株主を正確に把握することが必要となっております。ところが、上場企業の株主名簿には実際の出資者である機関投資家株主の名義は明記されていない場合があり、機関投資家に代わって株式を管理する金融機関等の名義に集約されて記載されております。この問題を解決すべく、株主名簿には明記されない機関投資家株主を特定するサービスが実質株主判明調査であります。

調査においては、株主名簿の分析に加え、アイ・アール ジャパンの商品である「IR-Pro」に蓄積された大量保有報告書や国内・海外公募投信による株式の組み入れ状況等、上場企業の株式や株主に関連する公開情報を活用する等のアイ・アール ジャパン独自のプロセスを実施しております。また、調査対象となる海外機関投資家（外国人）及び国内機関投資家による顧客企業の保有株式数把握と共に、担当するアナリスト及びファンドマネージャーを特定し、顧客企業に対する投資判断を含めた各種意見も併せて収集しております。

《議決権賛否シミュレーション》

議決権賛否シミュレーションは、機関投資家株主の投資先である顧客企業の株主総会議案に対する賛否行使ガイドライン（注）等を調査し、上程予定の議案に対する賛否行使比率を予測するサービスです。

（注）賛否行使ガイドライン…機関投資家が独自に定めた株主総会議案に対する行使判断基準

《コーポレートガバナンス・コンサルティング》

コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うガバナンス・ガイドラインの改定や取締役会の機関設計、役員報酬設計の見直しに関するコンサルティングに加え、社外取締役の独立性判断基準の厳格化や社外取締役比率の増加や多様性を求める動きに後押しされた社外取締役等の人材紹介サービスを提供しております。中でも、取締役会の実効性評価は、機関投資家株主のニーズを熟知する当社グループの強みを活かし、差別化したサービスを提供しております。

《プロキシー・アドバイザー》

プロキシー・アドバイザーは、株主構成等の分析を行い、TOB（株式公開買付）やプロキシー・ファイト（委任競争奪戦）を成功に導くための必要な戦略を提案する唯一無二の実績を有するサービスであります。

なお、前記の議決権賛否シミュレーションの結果は、当サービスのための重要な基礎資料として活用されております。

《投資銀行業務》

当社の投資銀行業務は、株式議決権、株主動向、コーポレート・ガバナンスに関する圧倒的知見を活用した唯一無二の先鋭的フィナンシャル・アドバイザー業務を中心とした総合的な金融ソリューションの提供をしております。

《証券代行業務》

当社の証券代行業務は、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛をコンセプトとして、株式の長期安定化、議決権の安定確保のみならず株主名簿における買収リスクの早期把握、買収リスクへの事前準備等、戦略的かつ効果的な証券代行業務の提供をしております。

(2) ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング及びリーガルドキュメンテーションサービスを行っております。

《ツールコンサルティング》

アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援を行うサービスです。

《リーガルドキュメンテーションサービス》

企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等を行うサービスです。

(3) データベース・その他

IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、アナリストネットワーク等をWEB上で提供しております。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

《IR-Pro》

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等、上場企業の株式や株主に関連する公開情報を提供するWEBサービスです。

《アナリストネットワーク》

IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することを可能とするWEBサービスです。

《株主ひろば》

当社WEBアンケートシステムに登録する56,103名(2020年3月31日現在)の個人株主に対して、各種アンケートの実施を可能とするWEBサービスです。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アイ・アール ジャパン (注) 1、2、3	東京都千代田区	795,803	IR・SRコンサル ティング	100.0	同社からの受取配当金 同社に対する経営指導 同社賃借建物を転借 役員の兼任・・・4名

(注) 1. アイ・アール ジャパンは特定完全子会社であります。

2. アイ・アール ジャパンは金融商品取引法第24条第1項ただし書き及び同法施行令第4条第1項に従い、2020年3月期の有価証券報告書の提出義務を免除されております。

3. アイ・アール ジャパンは売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	7,684,121千円
(2) 経常利益	3,341,014 "
(3) 当期純利益	2,258,989 "
(4) 純資産額	3,883,848 "
(5) 総資産額	6,304,155 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	157(17)
合計	157(17)

(注) 1. 当社グループの事業は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」の単一セグメントであるため、全従業員を全社(共通)に含めております。

2. 従業員数は就業人員であり、契約社員(フルタイム、パートタイム及び休職者)を含んでおります。

3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均人員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7(-)	41.1	11.6	12,251

(注) 1. 従業員数は就業人員(連結子会社であるアイ・アール ジャパンから当社への出向者を含む)を記載しております。

2. 当社は2015年2月2日付でアイ・アール ジャパンの単独株式移転により設立されたため、平均勤続年数の算定にあたっては、アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

3. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社グループの事業はIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業の単一セグメントであるため、セグメントの記載は省略しております。

5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社及び当社の連結子会社には労働組合はありません。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の方針

当社グループは、「信頼・誇り・夢」という社是のもと、「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」ことを企業使命としております。そしてこの企業使命の遂行のためには、何よりも「公正」であることが求められることから、当社は創業以来、特定の金融系列に属さない「独立性」を保持し、上場会社と投資家（機関投資家、個人投資家）を結ぶ最適なブリッジ役に徹してまいりました。

また、当社グループは、この企業使命を実現させるため、「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）が公正な観点でお困りになっているIR・SR活動を誰よりも早く察し、具体的なアクションプランのご提案と実践を行う」こと、及び「現状維持は即墮落という意識のもと、日々自らの問題点を探し続け、改善を怠ることのないよう強い意志と具体的な行動を実践する」ことを行動規範（日常業務指針）としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは「マーケット・シェア」、「営業利益」及び「1株当たり当期純利益（EPS）」の向上を重要な経営指標としております。

なお、中長期の目標数値は設定しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響の程度や収束時期を現時点で合理的に予想することが困難なため、2021年3月期の見通しにつきましては、レンジ形式での売上高のみの開示としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイティ（株式議決権）・コンサルティング会社として、日本のみならず世界の資本市場での信用の礎を固めてまいりました。

わが国においても大きな企業再編の波が押し寄せようとしているなか、当社グループはこうした変動のなかでの中心的な役割を担うべく、IR・SRコンサルティング業務、投資銀行業務、証券代行業務を有機的に結合させることで、持続的な成長の速度を上げていく所存であります。

今後もCorporate Identityである「Power of Equity（株式議決権の力）」をゆるぎない武器とし、東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力を最大限に活用しグループの成長を一層加速させてまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

SRコンサルティングの普及

海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施に伴い、時価総額の大きい上場企業だけでなく、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。SR部を創設したり、SR訪問を積極的に行うなどコーポレートガバナンス・コードが掲げる「株主との建設的な対話」を促進するための体制の整備を積極的に推進する企業が増加しており、企業におけるSR活動の認知度及びその位置づけは日々重要性を増しています。

それらのSR活動を支える当社のSRコンサルティングサービスは、これまでの当社グループの経験や実績、ノウハウ等が蓄積された当社独自のサービスであり、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を誇るものであります。

今後もコーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価の支援や業績連動型役員報酬の導入に関するコンサルティング、ESGへの関心の高まりを受けたESG開示コンサルティングのほか、独立社外役員の人材紹介サービス等、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かしたコーポレート・ガバナンス関連のコンサルティングサービスを強化、拡充することで、わが国の株式市場におけるSRコンサルティングの一層の浸透、普及を目指します。

投資銀行業務の拡大

議決権（経営支配権）、株主/アクティビストに関する情報力・コンサルティング力をもとにM&Aの助言、FA業務を展開し、お客様の課題解決に資するフィナンシャルソリューションをご提案しております。また、どの金融系列にも属さない独立系アドバイザーとしてコンフリクトを管理し徹底的にお客様の立場に立ったアドバイスを

行っております。

上場会社600社超との取引基盤をもとにした広範な取引ネットワークをベースに、弁護士、公認会計士のほか、プロキシー・ファイト、敵対的買収、コーポレート・ガバナンス等のそれぞれの経験豊かな専門家を社内にも多数擁することで、唯一無二の独立系FAとしての圧倒的存在感を高めております。

今後も経験豊富な人材を採用するなど一層組織体制を強化し、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

付加価値のある証券代行サービスの提供

信託銀行を中心とする旧態依然とした証券代行業界に大きな変革をもたらし、発行体の皆様に日々革新的なサービスの提供を行ってきた結果、75の発行体企業様（管理株主約35万人 2020年3月31日時点）からのご支持をいただいております。

これまでの証券代行業務は、株主名簿の管理業務が中心でしたが、当社では単なる株主名簿の管理業務にとどまらず、そこで得られる情報をベースに、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへの対応など、当社グループの高度なソリューションを駆使することで、アクティビズムの新時代が本格的に始まったわが国の株式市場において、戦略的かつ効果的な証券代行業務を提供することが可能となっております。

今後ともご支持をいただいている発行体企業様の信頼にお応え続け当社の信頼をより強固なものとするにに加え、新たなお客様の幅広いご支持をいただくためにも、従来のSRコンサルティングサービスに加え、投資銀行業務におけるFA・PA業務等のサービスも提供することで、当社独自のより付加価値の高い証券代行サービスを引き続き提供してまいります。

人的資源の拡充

当社の取り扱うサービスの認知度を広め、幅広いお客様のご支持をいただくには、サービスを考案、提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。引き続き新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に努めておりますが、実務知識習得のための社内勉強会の開催や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを継続的实施することで、新たに確保した人材の早期の戦力化に加え、社員全体のボトムアップを図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に対する投資判断は本稿以外に記載した項目を併せて慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 売上の季節変動性について

当社グループの四半期における売上高は、主力業務であるIR・SRコンサルティングの特性上、多くの日本企業が株主総会を開催する6月前後の第1四半期に集中する傾向がありました。近時では、大型案件の通期化、時期を選ばない投資銀行業務、証券代行業務等により、第3四半期以降、第4四半期にかけて売上が増加する傾向にあり、季節的変動は縮小していく傾向にあります。

(2) 個人情報漏洩等が発生した場合の影響について

当社グループは、IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業の特性上、多数の企業の株主情報をお預かりしております。当社グループでは、こうした個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護法を遵守するとともに、2006年7月にプライバシーマークを取得し、個人情報の取り扱いに関する社内ルールの整備、定期的な社内研修を実施し、情報管理の強化とその取り扱いに十分な注意を払っております。しかしながら、不測の事態が原因で個人情報が外部に漏洩し、情報主体ないし顧客企業等に被害が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティ体制について

当社グループは、事業を展開する上で、顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。当社グループでは、こうした機密情報の取扱いにつきましては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、機密情報の取扱いに十分な注意を払っております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等により、万一これらの情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの信用低下や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経済情勢や事業環境による影響について

当社グループの事業であるIR・SR活動に専門特化したコンサルティングサービスは、主に上場企業のIR担当部署や経営企画担当部署、総務担当部署等の間接部門に直接の取引先として提供されます。そして、経済情勢や事業環境が悪化した際には、一般的に間接部門の経費から削減される傾向があります。このように、わが国の経済情勢や事業環境が悪化した際には、直接の取引先である上場企業の間接部門の経費が削減される結果、当社グループが提供するサービスの採用に慎重になる、あるいはサービス提供価格の引き下げ要請が強くなる等、当社グループの収益構造に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ビジネスモデルが模倣された場合の影響について

当社グループの事業であるIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業においては、情報収集やその分析手法等、長年に亘って蓄積してきた独自のデータ及び分析ノウハウが事業遂行上の重要な要素となっております。当社グループでは、各種社内規程やマニュアルを整備し、これらを秘密情報とすることにより営業秘密の管理、保護に努めております。しかしながら、第三者によるサービスの模倣等がなされた場合、当社グループの営業展開に支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法律や制度の変更による影響について

IR・SR活動に関連する法律の改正や制度の変更については、2014年2月に策定され、2017年5月に改訂されたいわゆる「日本版スチュワードシップ・コード」によって、機関投資家が企業価値の向上や持続的成長を促すために投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を進め始めております。また、上場企業側からの持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すため2015年6月に策定され、2018年6月に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」により、上場企業の対応としてより一層充実したIR・SR活動が求められております。

このように、より充実したIR・SR活動を求める方向での法律や制度の変更がなされた場合には、IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業を営む当社の収益に対しては、プラスの影響を及ぼすことが考えられます。

一方、当社サービスの必要性を低減させるような、予期せぬ法律の改正や制度の変更がなされた場合には、当社の収益構造に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長・CEOである寺下史郎は、当社グループの経営戦略の決定及び業務執行、株主総会での承認を必要とする全ての事項に大きな影響力を持っております。また、経済産業省「企業価値研究会」委員、「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員を務めるなど、当社グループの事業におけるブランド価値形成及びマーケティングにおいて重要な役割を果たしております。このため、当社グループでは同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めております。しかしながら、同氏の当社グループにおける業務遂行が困難となった場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンスリスクについて

当社グループは、業務遂行にあたり会社法、金融商品取引法、金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。法令その他諸規則等を遵守すべくコンプライアンス体制の強化に努めており、役職員等に対して適切な指示、指導等を行うとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守出来なかった場合には、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 金融商品取引業登録等

当社グループの連結子会社であるアイ・アール ジャパンは、金融商品取引業を営むため金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業の登録等を受けており、金融商品取引法及び同法施行令等の関連法令の適用を受けておりま

す。また、金融商品取引法に基づき設置された業界団体である日本証券業協会の定める諸規則の適用を受けております。当社グループの連結子会社の役職員がこれら法令等に違反し、登録等の取消し又は改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当社グループの事業の遂行に支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自己資本規制比率

当社グループの連結子会社であるアイ・アール ジャパンは第一種金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、一定程度の自己資本規制比率が求められております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の額のリスク相当額の合計に対する比率をいいますが、当該金融商品取引業者は自己資本規制比率が140%を下回ることのないようにしなければならず、金融庁長官は当該金融商品取引業者に対しその自己資本規制比率が120%を下回るときは、業務方法の変更等を命ずること、また100%を下回るときは3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ回復の見込みがないと認められるときは当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。当該要因が発生した場合に当社グループの事業の遂行に支障をきたし、あるいは財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 投資銀行業務等その他業容拡大に伴う売掛債権回収リスクについて

当社グループは、顧客のニーズの多様化に応じ投資銀行業務等の拡大のため、非上場企業や経営者、同族会社の株主を対象に、各種業務提携、資本提携、M&A、プロキシードバイザリー等のアドバイザー業務を積極的に拡大しております。与信管理については体制を整備し、債権保全には十分に注力しておりますが、これらの拡大に伴い、非上場企業や個人経営者等の特定の取引先において、倒産等による債務不履行が生じた場合、売掛債権の回収が不能になる恐れがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリスク

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした企業及び消費者への活動自粛要請によって、一部の営業活動に支障が出始めております。この非常事態が早期に収束に向かうならば、業績への影響は然程大きくならず済むと判断していますが、長引く場合には、新規営業の遅延や既存顧客の業績不振による解約等、業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループ内における感染者や重篤者の発生等によって、事業活動の停止を余儀なくされる場合には、業績へ影響を与えることになります。当社グループでは、これらのリスクに対応するため、在宅勤務によるテレワークの推進、オンライン商談等の励行によって、事業及び営業活動の継続に取り組んでおります。また、策定した感染症対策基本計画書のもと、感染予防や拡大防止に対して適切な管理体制の構築に努めております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

区 分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	4,827	16.8	7,682	2,854	59.1
営業利益	1,434	24.0	3,626	2,191	152.8
経常利益	1,447	25.1	3,611	2,163	149.5
親会社株主に帰属する 当期純利益	976	18.9	2,445	1,468	150.3

当社グループの当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）は、近年安定的に成長を遂げてきた世界経済が第4四半期に勃発した新型コロナウイルスの爆発的感染の影響を受け、急激な減速を余儀なくされました。世界の資本市場はかつて例を見ない経済動向に一喜一憂する不安定な状況を強めており、わが国の資本市場においても著しい変動が継続しております。こうした中、当社グループのお客様である上場企業においては、資本リスクへの警戒感が一気に高まるとともに、自社ならびにグループ各社の事業ポートフォリオの見直し、非上場化、M&A等、財務・資本政策の改革実現がいよいよ企業存続に不可欠な経営判断として注視せざるを得ない状況に置かれています。中長期の運用資金を確保しているアクティビストは時価総額が棄損するわが国企業をターゲットとする機会を逃さず、虎視眈々と株主提案権の行使を実施または示唆するとともに、上場企業(ストラテジック・バイヤー)による敵対的TOBならびに委任状争奪戦による買収、及び経営支配権の奪取がM&Aの手段としてわが国でも定着しつつあります。

こうした中、当社グループは、Power of Equity®^{*1}（株式議決権の力）を基軸に、PA業務^{*2}とFA業務^{*3}を融合させた唯一無二の完全独立系のエクイティ・コンサルティング会社として、委任状争奪戦、敵対的TOB等の企業支配権争奪に於いては、圧倒的な実績が評価され受託が拡大するとともに、いち早くお客様のご要望に応える議決権ならびに財務・資本・株主還元政策に特化した投資銀行サービス能力を加速度的に向上させました。結果、SR（株主対応）アドバイザー業務を柱に、お客様に深く寄り添いながら多数のPA・FA案件等の大型プロジェクト案件を受託するとともに、個別案件の新規受託に留まらず、日頃のSRアドバイザー業務からFA業務への発展的受託が大幅に増加しました。

^{*1} Power of Equity®; 「Power of Equity」は、当社子会社株式会社アイ・アール ジャパンの登録商標です（登録第6196294号）。

^{*2} PA業務; プロキシシー・アドバイザー業務: 委任状争奪戦業務、圧倒的な勝利の実績を誇る。

^{*3} FA業務; フィナンシャル・アドバイザー業務: アクティビスト対応、敵対的TOB対応、高度なMBO、M&Aにおいて日本最大級かつ先鋭の専門集団を配備する。

当連結会計年度の売上高は、前年同期に比べ59.1%増加の7,682百万円、営業利益は同152.8%増加の3,626百万円、経常利益は同149.5%増加の3,611百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同150.3%増加の2,445百万円となり、いずれも過去最高を達成いたしました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	売上高 (百万円)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	4,052	18.2	6,974	90.8	72.1
ディスクロージャー コンサルティング	571	16.4	522	6.8	8.7
データベース・その他	202	4.7	185	2.4	8.7
合計	4,827	16.8	7,682	100.0	59.1

IR・SRコンサルティング

SRアドバイザー（実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、コーポレート・ガバナンス改善、取締役会実効性評価、株主還元を含む資本政策等）、プロキシ・アドバイザー（PA：委任状争奪における全ての戦略立案と実行、臨時株主総会の招集と対応、委任状回収・集計等）、フィナンシャル・アドバイザー（FA：敵対的TOB対応、自社株TOB、TOB応諾シミュレーション、プレースメント・エージェント（第三者割当増資）、M&AおよびMBOの全ての戦略立案・エクゼキューション等）、証券代行業業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、SRアドバイザーを通じて緊密な関係を築いてきた上場企業のお客様から、より進化した厚みのある投資銀行PA・FAサービスへの要望が急速に高まり、この結果大型プロジェクトを多数受託することで前年同期に比べ72.1%増加と過去最高の大幅な増加を達成し、6,974百万円となりました。

(a) 大型プロジェクト（50百万円以上）の契約件数および売上金額（実績）の推移

	上期		下期		通期	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
2020年3月期	7	702	16	2,537	23	3,239
2019年3月期	5	457	2	133	7	589
増減	2	245	14	2,405	16	2,651

(b) 大型プロジェクト（50百万円以上）の種類、および売上金額

(百万円)

プロジェクトの種類	前連結会計年度 (2019年3月期)	当連結会計年度 (2020年3月期)
支配権争奪PA・FA	70	910
アクティビスト対応PA・FA	195	1,514
MBO等企業側FA	273	705
大型SR・PA	52	110
計	589	3,239

当社グループの圧倒的な強みとなる分野が上場企業の支配権確保、すなわち議決権に關与するアドバイザー業務です。このなかで最も注目されている業務がアクティビスト対応業務であり、同分野に特化してきた専門家集団の20年以上にわたる対応実績、最先端のAIを駆使しファクトオリエンティドを徹底するクロスボーダーな投資・議決権情報分析、最先端の戦略立案ならびに、TOBや委任状争奪戦を勝利に導く実行部隊の迅速な行動に高い信頼が寄せられており、この分野のリーダーとしての確固たる地位を築くことで大型プロジェクトの受託が継続的に増加しています。アクティビストによる株主提案の提出あるいは提案権行使を示唆したコーポレート・ガバナンス、事業ならびに資産ポートフォリオの見直しへの圧力は過去最高に達しており、中長期の運用資金の確保を背景にコロナ禍中においても投資ならびにイベントドリブンへの活動はむしろ活発化し、企業へのプレッシャーは強まっていま

す。さらに上場企業(ストラテジック・バイヤー)においても敵対的TOBならびに委任状争奪戦による支配権の確保が現実的に成功する実例を間近に見ることで、敵対的手法のM&Aへの抵抗感が大きく払拭されつつあります。当社グループのPA・FA業務はこの分野においても先駆的な実績を有し、受託を拡大させています。加えて、資本政策のもう一つのソリューションとして上場企業においても検討が進んでいるMBO等の非上場化においても、株主の支配権構造をめぐる高度かつ豊富な経験をベースに、お客様サイドに立ちつつも、少数株主保護ならびに株主共同の利益の確保を具現化しリスク要因を排除するなど、専門FA集団による高度なスキーム立案とその実行能力に評価が高まっており、順調に受託が進展しています。こうした大型プロジェクト受託においては、当社グループのコア業務であるSRアドバイザー業務を通じた上場企業のお客様との日々の関係強化が最も大切な業務と深く認識しており、SR部門のフロント人員拡充と唯一無二の新たな議決権関連サービスの開発を積極的に行うリサーチ人員の拡充も同時に行いながら、コロナ対策を加味したSRアドバイザーサービス(株主判明調査、議決権調査、クロスボーダー機関株主エンゲージメント、取締役会評価、株主還元、コーポレート・ガバナンス改善、ESGディスクロージャー改善、株主倶楽部運営等)の厚みが加速度的に増すよう注力しています。PA・FA業務を担う投資銀行部門においては、独立系ならではのお客様サイドに徹底して寄り添う、かつConflict of Interests(利益相反)のリスクを回避するなど、当社独自の強みを一段と磨きながら、高度なファイナンススキームの実績を有する人材の強化を推し進め、資本市場の全く新しいIFA(財務アドバイザー)としてのプレゼンスを一層高めることで、SRフロント部門を最大限にバックアップしています。上場企業にあっては、コロナ禍中において、自社のガバナンスならびに全ての事業ポートフォリオを全面的かつ早期に見直す必要性が急激に高まっています。アクティビストはこの流れを加速させる役割を担い、ケースによっては伝統的な長期保有の機関株主もこの動勢に乗じることも懸念されます。経済産業省は上場企業の取締役および社外取締役に対して、事業ポートフォリオの定期的な見直しを年に最低一度は実施すべきである等を柱とした「事業再編実務指針(案)」^{*4}を本年4月に公表しました。これには事業ポートフォリオの見直しに関して、取締役会・社外取締役における課題と対応の方向性、投資家との対話や情報開示における課題と対応の方法論等が示されており、今まさに、当社グループのSR・PA・FAの専門的な知識とソリューションが上場企業のお客様にとって益々必要とされています。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は2020年3月31日時点で75社、管理株主数は359,285名となりました(前年同期の受託決定済み企業は80社、管理株主数は359,983名)。従来の証券代行機関とは一線を画し、アクティビスト・敵対的TOBからの企業防衛の観点での戦略的な営業展開を継続して進めています。

なお、財務省は本年5月に「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省および事業所轄官庁が審査に際して考慮する要素」を発表し、対象企業リストを同時に公開しました。改正外国為替および外国貿易法の施行においてより具体的に対象企業が明示されることで円滑な運用が進むことが予想されます。既に株主権の制限やコーポレート・ガバナンスの強化の流れを妨げるものではないことが明示されておりますが、当社は同改正法の施行後の運用について注視してまいります。

^{*4} 事業再編実務指針(案);2020年4月20日に経済産業省が公表した、日本企業のスピンオフ等による積極的な事業再編を促すため、実効的なガバナンスの仕組みを構築するための具体的な方策についての実務指針案。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyosaihen/pdf/005_03_00.pdf

ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、資金提供者や機関投資家のESGへの関心の高まりを受け、ESG開示に関するコンサルティングサービスの受託が増加しておりますが、統合報告書等の企画制作案件においては、単独プロジェクトの受託からSRコンサルティング受託の一部としての案件を優先させたため、単独プロジェクトを主とする売上高は、前年同期に比べ8.7%減少の522百万円となりました。

データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ8.7%減少の185百万円となりました。

(2)生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

生産実績

当社グループは、生産活動は行っていないため該当事項はありません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

サービス	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
IR・SRコンサルティング	7,577	69.4	1,284	88.3
ディスクロージャーコンサルティング	692	23.7	327	108.6
データベース・その他	243	10.8	110	110.4
合計	8,513	62.0	1,722	93.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

サービス	販売高(百万円)	前年同期比(%)
IR・SRコンサルティング	6,974	72.1
ディスクロージャーコンサルティング	522	8.7
データベース・その他	185	8.7
合計	7,682	59.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財政状態の分析

資産

当社グループの当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2,661百万円増加し、7,712百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加2,050百万円、受取手形及び売掛金の増加511百万円等によるものであります。

負債

当社グループの当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ1,457百万円増加し、2,500百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の増加985百万円、前受金の増加229百万円等によるものであります。

純資産

当社グループの当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1,203百万円増加し、5,212百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加2,445百万円、自己株式取得による減少409百万円及び配当による利益剰余金の減少855百万円等によるものであります。

これらの結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ11.8ポイント減少の67.6%となっておりますが、未払法人税等の増加等により、当連結会計年度末時点において一時的に減少しているものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

キャッシュ・フロー

当社グループの当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ2,050百万円増加し、4,777百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は3,512百万円（前年同期は1,352百万円の獲得）となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益3,611百万円、減価償却費224百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額494百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は197百万円（前年同期は338百万円の使用）となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出15百万円、無形固定資産の取得による支出181百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,264百万円（前年同期は580百万円の使用）となりました。

支出の主な内訳は、配当金の支払額855百万円、自己株式の取得による支出409百万円によるものであります。

資金需要及び流動性の確保

当社グループの資金需要は、営業活動については、事業活動に必要な運転資金（主に人件費）が主な内容であります。投資活動については、事業拡大及び業務効率向上のためのシステム開発投資等の固定資産の取得及び投資有価証券の取得が主な内容であります。財務活動については、上記活動で獲得した資金を必要な内部留保を確保した上で、業績に応じた利益還元を行っております。なお、アイ・アール ジャパンの自己資本規制比率を維持するために、一定水準の現預金を確保しております。さらに、必要に応じて金融機関との当座貸越契約に基づき運転資金を確保しております。

(5) その他

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、連結財務諸表の作成に際し当連結会計年度末日における資産・負債の報告数値及び当連結会計年度における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行っておりますが、これらの見積りは過去の実績や当社グループを取り巻く環境等に応じて、合理的と考えられる方法により計上しております。

特に当社グループの連結財務諸表に影響を及ぼすと考えられる内容は以下のとおりであります。

(a) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 繰延税金資産

繰延税金資産は毎期、過去の課税所得の推移や将来の課税所得の見込み等を勘案し、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収可能性が低いと判断した場合には、適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

(c) 投資有価証券

時価のある有価証券、時価のない有価証券ともに、合理的な判断基準を設定の上、減損処理の要否を検討しております。従って、将来、保有する有価証券の時価や投資先の財務状況が悪化した場合には、減損処理を行う可能性があります。

上記に記載した以外に見積りによる評価及び計上しているものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、当社グループは、現時点において新型コロナウイルス感染症は重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は197百万円であり、主なものは株主データベースに関するシステム構築59百万円、判明調査WEB化プロジェクト56百万円であります。

なお、当社グループは「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」という単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」という単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 附属設備	工具、器具 及び備品	無形固定資産 (ソフトウェア)	合計	
丸の内オフィス (東京都千代田区)	事務所	79,476	45,029	675	125,181	7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名 事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 附属設備	工具、器具 及び備品	無形固定資産 (ソフトウェア)	合計	
アイ・アール ジャパン 本社 (東京都千代田区)	事務所	130,246	47,449	422,867	600,563	157

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	17,833,810	17,833,810	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株となっております。
計	17,833,810	17,833,810	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月31日 (注)1	14,400	9,291,955	9,993	805,796	9,993	794,598
2018年8月9日 (注)2	6,700	9,298,655	12,495	818,292	12,495	807,094
2018年9月1日 (注)3	9,298,655	18,597,310	-	818,292	-	807,094
2018年11月30日 (注)4	772,000	17,825,310	-	818,292	-	807,094
2019年7月12日 (注)5	8,500	17,833,810	11,708	830,000	11,708	818,802

- (注) 1. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行
発行価格 1,388円
資本組入額 694円
割当先 当社及び当社子会社の取締役 計4名
2. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行
発行価格 3,730円
資本組入額 1,865円
割当先 当社及び当社子会社の取締役 計5名
3. 株式分割(1:2)によるものであります。
4. 自己株式の消却による減少であります。
5. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行
発行価格 2,755円
資本組入額 1,378円
割当先 当社及び当社子会社の取締役 計8名

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	-	22	31	21	136	3	3,031	3,244	-
所有株式数 (単元)	-	20,793	2,226	2,538	35,546	17	117,168	178,288	5,010
所有株式数 の割合(%)	-	11.66	1.24	1.42	19.93	0.00	65.71	100.00	-

(注) 自己株式76,083株は、「個人その他」に760単元、「単元未満株式の状況」に83株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
寺下 史郎	東京都世田谷区	9,142,300	51.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	912,100	5.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟)	572,870	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	481,200	2.71
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	315,063	1.77
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大 手町フィナンシャルシティ サウスタ ワー)	238,348	1.34
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3333 WARRENVILLE RD STE 500 LISLE ILLINOIS 60532 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	228,300	1.29
45アイズ株式会社	東京都文京区後楽1丁目4-14	209,100	1.18
寺山 樹生	東京都港区	183,200	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	157,500	0.89
計	-	12,439,981	70.06

(注) 1.上記のほか当社所有の自己株式76,083株(0.43%)があります。

2.2019年9月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ワサッチ・アドバイザーズ・インク(Wasatch Advisors, Inc.)が2019年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・ インク(Wasatch Advisors, Inc.)	アメリカ合衆国 84108 ユタ州ソールト・ レーク・シティ、ワカラ・ウェイ 505番3 階(505 Wakara Way, 3rd Floor, Salt Lake City, UT 84108, U.S.A.)	697,016	3.91

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 76,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,752,800	177,528	-
単元未満株式	普通株式 5,010	-	-
発行済株式総数	17,833,810	-	-
総株主の議決権	-	177,528	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・アール ジャパンホールディング ス	東京都千代田区霞が関三丁目2番 5号	76,000	-	76,000	0.43
計	-	76,000	-	76,000	0.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項に読み替えて適用される同法第156条の規定による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年5月14日)での決議状況 (取得期間2019年5月21日～2019年7月31日)	160,000	300
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年8月2日)での決議状況 (取得期間2019年8月5日～2019年12月30日)	105,000	300
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	29,900	109
残存決議株式の総数及び価額の総額	75,100	190
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	71.5	63.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	71.5	63.6

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2020年1月31日)での決議状況 (取得期間2020年2月3日～2020年3月31日)	55,000	300
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	45,300	299
残存決議株式の総数及び価額の総額	9,700	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	17.6	0.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	17.6	0.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	66	253
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	76,083	-	76,083	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたしております。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

当期の売上高及び利益が増収増益であったことを受け、当期の期末配当は1株につき45円といたします。この結果、中間配当金1株につき25円と合計した当期の年間配当金は1株につき70円となります。当期の配当で、5期連続増配となっております。

また、内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化及び将来の成長分野への投資に充当したいと存じます。

次期の配当は中間配当として1株につき25円、期末配当として1株につき45円、通期で70円を現時点において予定しております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月31日 取締役会	445,076	25.00
2020年6月25日 定時株主総会	799,097	45.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「信頼・誇り・夢」を社是とし、「お客様（株式公開企業）、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献すること」を企業使命としております。

この実現のため、当社では株主、従業員、取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であり、経営の健全性、効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会、会計監査人を設置するとともに、グループ会社の活動方針を決定するグループ統括戦略会議、グループ内部監査室を設置しております。そして、取締役については、独立性の高い社外取締役を積極的に登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記各機関相互の連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役相互の牽制機能を強化するため、社外取締役の存在を重視しております。

なお、取締役会は原則として毎月1回以上開催するものとしております。2020年3月期につきましては15回開催しており、社外取締役の出席率は100%でした。

(b) 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されます。監査等委員会は内部統制システムを利用して、取締役の職務の執行、その他グループ経営に関わる全般的な職務の執行状況について、監査を実施しております。

(c) 指名・報酬諮問委員会

当社は取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について指名・報酬諮問委員会に諮問することで、公正性及び客観性を確保しております。

(d) グループ統括戦略会議

当社は、社内取締役を参加者とするグループ統括戦略会議を必要に応じて開催しております。グループ統括戦略会議においては、必要に応じて当社従業員、グループ会社の役職員や外部の有識者を招集し、グループ全体の戦略等が幅広く議論されております。

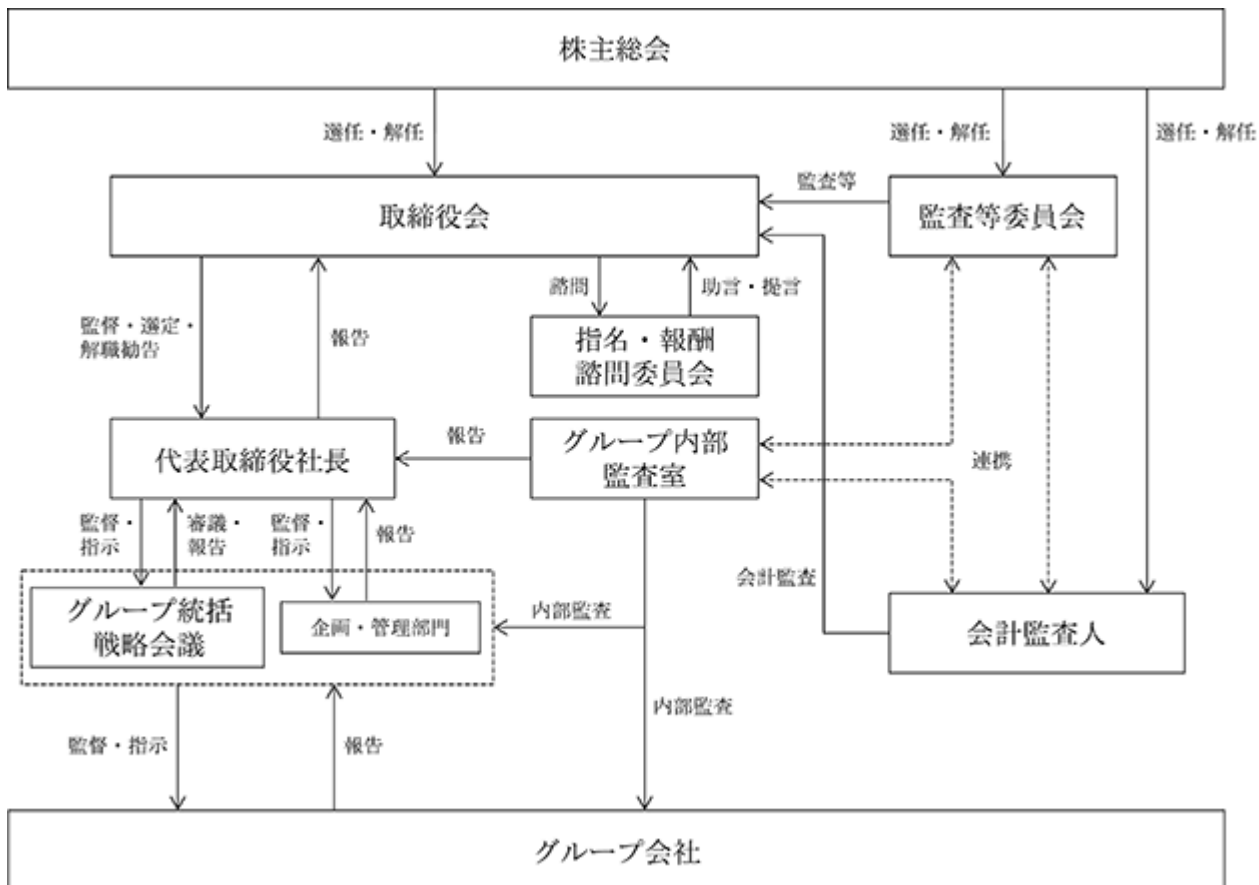
(e) グループ内部監査室

当社では代表取締役社長直轄のグループ内部監査室を設け、グループ内部監査は専任のグループ内部監査室2名により実施しております。グループ内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、当社及びグループ会社を原則として年1回監査することとしております。監査結果は速やかに代表取締役社長に報告されると共に、当社及びグループ会社に監査結果及び改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する改善方針案を監査責任者である代表取締役社長宛に提出させることとしております。

(f) 会計監査人

会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

当社の企業統治体制図



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決定し、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備・運用しております。

当社の内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、原則として月1回の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。
3. 各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。
4. 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
5. 当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令及び定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めると共に、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存及び管理することとしております。

(1) 株主総会議事録

- (2)取締役会議事録
- (3)経営会議議事録
- (4)稟議書
- (5)契約書
- (6)会計帳簿、計算書類
- (7)事業報告
- (8)税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

[3]損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識及び把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。
 - (1)信用リスク
 - (2)内部統制リスク
 - (3)法令違反リスク
 - (4)情報漏洩リスク
 - (5)災害等のリスク
 - (6)その他事業継続に関するリスク
2. 当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害及びリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

[4]取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。
2. 当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
3. 当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において執行の方法及び責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

[5]使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。
2. 当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令及び定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。
3. 当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。
4. 当社は、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

[6]当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続及び管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識及び把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

- イ．信用リスク
- ロ．内部統制リスク
- ハ．法令違反リスク
- ニ．情報漏洩リスク
- ホ．災害等のリスク
- ヘ．その他事業継続に関するリスク

(2)子会社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害及びリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、親会社たる当社の「グループ統括戦略会議規程」に基づき、グループ各社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）を参加者とするグループ統括戦略会議を設け、審議することとしております。

3．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)子会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

(2)子会社は、原則として取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

(3)子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において執行の手続及び責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

(4)子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対しても報告をしております。

4．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。

(2)子会社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、親会社たる当社と同程度のコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令及び定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実及び当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対して報告を行うこととしております。

(3)子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。

(4)子会社は、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

[7]監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。

2．当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。

[8]取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告することとし、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コン

プライアンス違反に対処するとともに、必要に応じて注意喚起や再発防止策等の対応を取ることとしております。

- 2．当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項及び時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- 3．監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。
- 4．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応することとしております。
- 5．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止しております。

[9]監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- 2．当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。

[10]反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1．当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

2．社内規程等の整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

3．社内体制の整備状況

(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経理総務部に複数の不当要求防止責任者を設置するとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を構築しております。

(2)外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図っております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集及び管理の状況

当社は、経理総務部において、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

(b) リスク管理体制の整備状況

取締役会及びグループ統括戦略会議において管理部門のリスク抽出結果を報告し、リスク情報の共有及び周知を行っているほか、コンプライアンス違反を伴う等社内ルールを逸脱するような事案、重大な事故に繋がる可能性のある事案等が発生した場合には、速やかにグループコンプライアンス委員会において対応できる体制を構築、運用しております。

(c) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨、また取締役のうち、監査等委員である取締役は3名とする旨を定款に定めております。

(d) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件につき、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(e) 取締役の責任免除

当社は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(f) 責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の執行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(g) 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

(h) 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な剰余金の分配を行うことを目的とするものであります。

(i) 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員 の 状況】

役員一覽

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 ・CEO	寺下 史郎	1959年1月5日	1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ(現ジー・アイ・オール・コーポレーション株式会社)入社 1997年10月 株式会社アイ・オール ジャパン(旧株式会社アイ・オール ジャパン)入社 2001年1月 同社執行役員 2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員(現任) 2006年6月 株式会社アイ・オール ジャパン(旧株式会社アイ・オール ジャパン)取締役専務執行役員 2007年4月 同社取締役副社長 2007年10月 株式会社アイ・オール ジャパンホールディングス(現株式会社アイ・オール ジャパン)代表取締役社長 2007年12月 株式会社アイ・オール ジャパン(旧株式会社アイ・オール ジャパン)代表取締役社長 2008年4月 株式会社アイ・オール ジャパン代表取締役社長・CEO(現任) 2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員 2015年2月 当社代表取締役社長・CEO(現任) 2017年12月 経済産業省「CGS研究会(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)」委員(現任)	(注)2	9,142,300
代表取締役 副社長・COO	栗尾 拓滋	1966年6月17日	1990年4月 野村證券株式会社入社 2010年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター 2012年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター 2013年4月 株式会社アイ・オール ジャパン入社 マネージング・ディレクター 2013年6月 同社代表取締役副社長・COO(現任) 2013年11月 同社投資銀行本部長 2015年2月 当社代表取締役副社長・COO(現任) 2017年1月 当社経営統括本部 管掌・本部長 2017年1月 株式会社アイ・オール ジャパン業務推進本部、管理本部 管掌 2017年7月 同社業務本部 管掌 2019年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌・本部長 2020年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌(現任)	(注)2	15,500
取締役	皆川 裕	1973年3月23日	2001年1月 株式会社アイ・オール ジャパン(旧株式会社アイ・オール ジャパン)入社 2011年4月 同社IR・SRコンサルティングユニット長 2014年5月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット 統括部長 2016年5月 当社財務ユニット長 2016年5月 株式会社アイ・オール ジャパンIR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット、財務ユニット 統括部長 2017年1月 同社業務推進本部 本部長 2017年7月 同社業務本部 本部長 2018年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 当社経営統括本部 管掌・本部長(現任) 2018年6月 株式会社アイ・オール ジャパン取締役(現任) 2018年6月 同社業務本部 管掌・本部長 2019年6月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部 管掌 2020年1月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部、管理本部 管掌(現任)	(注)2	114,700

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	大西 一史	1948年8月16日	1972年4月 1992年4月 1998年1月 2002年6月 2004年6月 2015年6月 2017年6月 2018年6月	株式会社電通入社 同社ラジオ局ラジオ2部長 同社総務局文書部長 同社総務局長 株式会社電通ファシリティマネジメント(現株式会社電通ワークス)代表取締役社長 株式会社アイ・オール ジャパン社外取締役(監査等委員) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社アイ・オール ジャパン取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	2,000
取締役 (監査等委員)	家森 信善	1963年8月13日	2004年2月 2010年9月 2011年1月 2012年6月 2014年4月 2014年4月 2015年2月 2015年6月 2016年4月 2016年4月 2018年6月	名古屋大学(現国立大学法人名古屋大学)大学院経済学研究科教授 金融庁「金融機能強化審査会」委員 金融庁「金融審議会」委員(現任) 株式会社アイ・オール ジャパン社外監査役 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授(現任) 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授(現任) 当社社外監査役 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 国立大学法人神戸大学経済経営研究所副所長(現任) 金融庁参与(現任) 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	安永 崇伸	1971年12月16日	1994年4月 2010年6月 2011年11月 2015年7月 2016年7月 2017年10月 2018年6月 2018年6月 2019年6月	通商産業省(現経済産業省)入省 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電気事業制度企画調整官 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 同省経済産業政策局産業組織課長 株式会社エネルギー政策研究所 設立 代表取締役(現任) イーレックス株式会社社外取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現任) イーレックス株式会社常務取締役(現任)	(注)3	-
計						9,274,500

- (注) 1. 取締役大西一史、家森信善及び安永崇伸は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2020年6月25日から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2019年6月25日から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 家森 信善
委員 大西 一史
委員 安永 崇伸

社外役員の状況

当社は、社外役員による経営の牽制機能を強化し、経営の健全性、効率性及び透明性を確保すべく、社外取締役3名を選任しております。なお、当社グループは、独立性判断基準を定めており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれのない独立性の高い社外役員を以下のとおり選任しております。

社外取締役の大西一史は、大手広告代理店子会社における経営者としての豊富な実績と経験を有していることから、当社の経営に対し厳格な監視・監督を行うと共に、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言を行うために選任しております。また、大西一史は当社の株式2,000株を所有しておりますが、当社と大西一史との間にそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他記載すべき利害関係はありません。

社外取締役の家森信善は、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。また、当社と家森信善との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他記載すべき利害関係はありません。

社外取締役の安永崇伸は、行政におけるエネルギー分野、コーポレート・ガバナンスに関する分野で指導的な役割を果たす等豊富な経験と幅広い識見により当社の経営に対し厳格な監視・監督を行うと共に、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言を行うために選任しております。また、当社と安永崇伸との間に人的関係、資本的關係又は重要な取引關係その他記載すべき利害關係はありません。

以上のとおり、大西一史、家森信善及び安永崇伸の各社外取締役を、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれのない独立性の高い東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任しております。

なお、当社が定める社外取締役の独立性判断基準は、以下のとおりです。

< 社外取締役の独立性判断基準 >

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と総称する。）に勤務経験を有する者

当社の主要な株主又は主要な株主が法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（ 1 ）

当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者

当社グループの主要な取引先の業務執行者（ 2 ）

当社グループの主要な借入先の業務執行者（ 3 ）

当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者

当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（ 4 ）

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（ 5 ）

当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者

過去5年間に於いて上記 から のいずれかに該当していた者

上記 から に該当する者の近親者等

- 1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- 2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう。
- 3：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう。
- 4：多額の金銭その他の財産とは、直近連結会計年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。
- 5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は監査等委員を務め、内部監査部門からの報告を定期的に受けており、また、会計監査人との情報交換等の協力関係により正確な状況把握に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

(監査等委員会の組織、人員、手続き、開催頻度、個々の監査等委員の出席状況)

当社は、監査等委員会設置会社であり、常勤の社外取締役1名と社外取締役2名で構成されております。また、監査等委員の監査機能強化をさらに図るため、業務執行から独立した専任の使用人1名が監査等委員の業務を補助しております。

監査等委員及び監査等委員会は、年度監査計画を策定し、監査等委員会監査基準、監査等委員会規程に則り監査を実施しております。

当事業年度において当社は、監査等委員会を原則毎月1回開催しており、年間15回開催しております。個々の監査委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
大西 一史	社外取締役(常勤)	15回	15回
家森 信善	社外取締役	15回	15回
安永 崇伸	社外取締役	15回	15回

(監査等委員会の主な検討事項)

監査等委員会は、年間を通じて次のような案件に関して決議、審議、報告をしております。

主な決議事項：監査計画、会計監査人の評価及び再任、会計監査人の報酬の同意、指名報酬諮問委員会において審議を経た取締役選任議案の同意、監査報告書提出等

主な審議・報告：取締役会議案の事前確認、経営会議の状況、会計監査人からの報告内容等

(監査等委員会の活動状況)

取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。その他、主に常勤の監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べています。また、内部監査を実施するグループ内部監査室と随時情報交換を実施し、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおり、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人とも定期的に意見交換を実施し、異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社グループの業務の適正性確保に努めております。なお、これらの監査につきましては、監査等委員会より取締役会に報告され、改善すべき課題等が発見された場合には、迅速に改善する体制を確立しております。

内部監査の状況

内部監査を実施するグループ内部監査室は、監査等委員及び監査等委員会と随時情報交換を実施し、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、グループ内部監査室は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人とも定期的に意見交換を実施し、異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社グループの業務の適正性確保に努めております。なお、これらの監査につきましては、グループ内部監査室より代表取締役社長に報告されるとともに、内部統制を管掌する経理総務部長に随時報告されており、改善すべき課題等が発見された場合には、迅速に改善する体制を確立しております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

10年間

(c) 業務を執行した公認会計士

矢野 貴詳

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他14名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会において、PwCあらた有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象がなかったため再任しております。

(f) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、PwCあらた有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	4,800	-	4,070	-
連結子会社	19,200	-	17,930	-
計	24,000	-	22,000	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	1,800	-	1,800
連結子会社	-	3,301	-	3,087
計	-	5,101	-	4,887

(注) 当社及び連結子会社における非監査報酬の内容は、税務関連業務等であります。

(c) その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査計画並びにそれに基づく見積監査日数をもとに、協議の上決定することとしております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

<方針>

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1.月額報酬、2.賞与、3.株式報酬で構成されています。月額報酬は、経営の意思決定及び監督業務の職責に基づく対価であり基本報酬（固定報酬）の位置づけです。当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針及び役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めておりませんが、業績連動報酬である賞与については、当社グループにおける持続的な成長を測る上で重要なメルクマールの一つである前連結会計年度の連結営業利益の増加率等に基づき、過去の支給実績や貢献度などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえて決定されます。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）はすべて当社グループにおける企業価値の増大に貢献度の高い子会社アイ・アール ジャパンの取締役（監査等委員である取締役を除く。）を兼職していることから、子会社の取締役会において決定し、支給しております。また株式報酬については、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(b) 監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。

<手続>

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬枠は株主総会の決議によって定めることとしております。2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、業績に見合った役員賞与の支給等機動的な運用を可能にするため、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬を年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と承認されております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとし、その分配方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえて取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定することとしております。

なお、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに特定譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与含まない。）としております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前連結会計年度の目標達成度や対象取締役の貢献度及び「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、連結会計年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定することとしております。

<指名・報酬諮問委員会の役割・活動内容>

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、当社及び当社主要子会社の取締役の選改任に関する基本方針の制定、変更及び廃止に関する審議や、当社及び当社主要子会社の取締役及び重要な使用人の報酬に関する決定方針の策定を含む報酬制度の構築に関する審議を行うほか、当社及び当社主要子会社取締役の選解任に関する事項や個人別の報酬等に係る方針を含む個人別の報酬等内容等についてもその妥当性について審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行っております。

なお、当事業年度の当社及び当社主要子会社の取締役の役員報酬については、以下のとおり審議いたしました。

- ・2019年3月14日：第1回指名・報酬諮問委員会（2019年度の報酬額の検討）
- ・2019年4月19日：第2回指名・報酬諮問委員会（2019年度の報酬額の承認）

<取締役会の役割・活動内容>

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行の監督を行う機関として当社及び当社主要子会社の取締役及び重要な使用人の報酬に関する決定方針や報酬制度に対して監視監督を行うほか、決議の前提となる事実認識の過程や事実認識に基づく意思決定の推論過程・内容等の合理性等を踏まえながら審議、決定しております。

- ・2019年3月14日：指名・報酬諮問委員会への諮問事項承認の件
- ・2019年4月19日：指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえた取締役報酬改定の件

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	43,471	39,960	3,511	-	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	-	-	-	-	-
社外取締役（監査等委員）	16,200	16,200	-	-	3
合計	59,671	56,160	3,511	-	6

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(千円)		
				固定報酬	株式報酬	業績連動報酬
寺下 史郎	161,228	取締役	提出会社	26,400	1,845	-
			連結子会社	105,600	7,383	20,000

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。なお、連結子会社(アイ・アールジャパン)を含めたグループ全体の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりとなっております。

役員区分	会社区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
			固定報酬	株式報酬	業績連動 報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	提出会社	43,471	39,960	3,511	-	3
	連結子会社	467,406	266,760	20,646	180,000	8
	計	510,877	306,720	24,157	180,000	11
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	提出会社	-	-	-	-	-
	連結子会社	8,640	8,640	-	-	1
	計	8,640	8,640	-	-	1
社外取締役(監査等委員)	提出会社	16,200	16,200	-	-	3
	連結子会社	13,404	13,404	-	-	2
	計	29,604	29,604	-	-	5
合計	提出会社	59,671	56,160	3,511	-	6
	連結子会社	489,450	288,804	20,646	180,000	11
	計	549,121	344,964	24,157	180,000	17

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを主たる目的とするか否かにより区分しております。純投資目的以外の目的である投資株式を保有するにあたっては、当社事業において業績向上に著しく貢献することが見込まれるか否かを基準としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、原則として純投資目的以外の目的である投資株式を保有しません。上記の基準に基づき当社が純投資目的以外の目的である投資株式を保有した場合は、保有目的の適否や、保有に伴う便益やリスクについて資本コストを勘案しつつ定期的に取り締り会において検証し、結果を開示いたします。売却に当たっては、一定の保有期限を設定し、当社事業における取引状況を勘案しつつ売却するものといたします。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	10,000
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	61,009	1	67,222
非上場株式以外の株式	1	100,000	1	100,000

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	6,394
非上場株式以外の株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また当該基準機構及びその他の会計に関する専門機関が実施する研修にも参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,761,534	4,812,059
受取手形及び売掛金	710,261	1,222,038
仕掛品	11,571	59,171
前払費用	103,438	97,413
その他	10,461	12,976
貸倒引当金	1,927	2,086
流動資産合計	3,595,339	6,201,573
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	290,115	294,620
減価償却累計額	64,790	84,897
建物附属設備(純額)	225,325	209,722
車両運搬具	20,434	20,434
減価償却累計額	954	4,366
車両運搬具(純額)	19,480	16,067
工具、器具及び備品	295,624	306,785
減価償却累計額	186,161	214,305
工具、器具及び備品(純額)	109,463	92,479
有形固定資産合計	354,269	318,269
無形固定資産		
ソフトウェア	414,928	423,542
その他	11,345	11,760
無形固定資産合計	426,273	435,302
投資その他の資産		
投資有価証券	182,952	175,504
敷金及び保証金	286,845	273,979
長期売掛金	120,960	110,160
繰延税金資産	146,174	260,270
その他	11,219	8,700
貸倒引当金	73,799	71,280
投資その他の資産合計	674,351	757,334
固定資産合計	1,454,895	1,510,906
繰延資産		
創立費	979	-
繰延資産合計	979	-
資産合計	5,051,214	7,712,480

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,732	64,962
短期借入金	200,000	200,000
未払金	77,626	107,559
未払費用	53,799	53,749
未払法人税等	194,541	1,179,839
前受金	32,156	261,274
預り金	225,056	157,956
賞与引当金	85,777	100,548
役員賞与引当金	7,500	-
その他	84,372	315,146
流動負債合計	984,561	2,441,036
固定負債		
長期未払金	50,710	50,710
退職給付に係る負債	7,706	8,526
固定負債合計	58,416	59,237
負債合計	1,042,978	2,500,274
純資産の部		
株主資本		
資本金	818,292	830,001
資本剰余金	506,400	518,109
利益剰余金	2,683,909	4,274,346
自己株式	691	410,004
株主資本合計	4,007,911	5,212,452
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	325	246
その他の包括利益累計額合計	325	246
純資産合計	4,008,236	5,212,205
負債純資産合計	5,051,214	7,712,480

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	4,827,639	7,682,321
売上原価	1,092,083	1,284,014
売上総利益	3,735,555	6,398,307
販売費及び一般管理費	1 2,301,346	1 2,772,158
営業利益	1,434,208	3,626,148
営業外収益		
受取利息	11	14
受取配当金	170	197
受取遅延損害金	17,927	-
為替差益	-	51
未払配当金除斥益	454	371
保険配当金	645	666
雑収入	305	90
営業外収益合計	19,514	1,390
営業外費用		
支払利息	1,062	1,230
為替差損	1,073	-
創立費償却	1,175	979
投資事業組合運用損	2,564	5,984
自己株式取得費用	-	7,629
その他	22	42
営業外費用合計	5,899	15,867
経常利益	1,447,823	3,611,672
特別損失		
投資有価証券評価損	-	409
特別損失合計	-	409
税金等調整前当期純利益	1,447,823	3,611,262
法人税、住民税及び事業税	475,133	1,279,630
法人税等調整額	4,214	113,843
法人税等合計	470,919	1,165,786
当期純利益	976,904	2,445,476
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	976,904	2,445,476

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	976,904	2,445,476
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	954	572
その他の包括利益合計	1 954	1 572
包括利益	975,950	2,444,904
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	975,950	2,444,904
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	805,797	794,599	2,286,071	300,975	3,585,491
当期変動額					
新株の発行	12,495	12,495			24,991
剰余金の配当			579,066		579,066
親会社株主に帰属する 当期純利益			976,904		976,904
自己株式の取得				409	409
自己株式の消却		300,694		300,694	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	12,495	288,198	397,838	300,284	422,419
当期末残高	818,292	506,400	2,683,909	691	4,007,911

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,279	1,279	3,586,771
当期変動額			
新株の発行			24,991
剰余金の配当			579,066
親会社株主に帰属する 当期純利益			976,904
自己株式の取得			409
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	954	954	954
当期変動額合計	954	954	421,465
当期末残高	325	325	4,008,236

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	818,292	506,400	2,683,909	691	4,007,911
当期変動額					
新株の発行	11,708	11,708			23,417
剰余金の配当			855,039		855,039
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,445,476		2,445,476
自己株式の取得				409,312	409,312
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	11,708	11,708	1,590,436	409,312	1,204,541
当期末残高	830,001	518,109	4,274,346	410,004	5,212,452

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	325	325	4,008,236
当期変動額			
新株の発行			23,417
剰余金の配当			855,039
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,445,476
自己株式の取得			409,312
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	572	572	572
当期変動額合計	572	572	1,203,969
当期末残高	246	246	5,212,205

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,447,823	3,611,262
減価償却費	242,415	224,539
株式報酬費用	23,626	24,157
投資有価証券評価損益(は益)	-	409
投資事業組合運用損益(は益)	2,564	5,984
貸倒引当金の増減額(は減少)	323	2,360
賞与引当金の増減額(は減少)	3,953	4,650
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,100	7,500
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,648	820
為替差損益(は益)	827	55
受取利息	11	14
受取配当金	170	197
支払利息	1,062	1,230
売上債権の増減額(は増加)	47,367	500,977
仕入債務の増減額(は減少)	14,175	41,230
前受金の増減額(は減少)	8,959	229,118
未払金の増減額(は減少)	5,637	29,715
その他	62,490	345,627
小計	1,805,771	4,007,752
利息及び配当金の受取額	181	211
利息の支払額	1,111	1,199
法人税等の支払額	452,159	494,272
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,352,682	3,512,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	25,805	15,447
無形固定資産の取得による支出	140,959	181,904
敷金及び保証金の差入による支出	1,743	-
投資有価証券の取得による支出	170,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	338,507	197,351
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	579,657	855,246
自己株式の取得による支出	409	409,312
財務活動によるキャッシュ・フロー	580,067	1,264,559
現金及び現金同等物に係る換算差額	827	55
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	433,279	2,050,524
現金及び現金同等物の期首残高	2,293,254	2,726,534
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,726,534	1 4,777,059

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社アイ・アール ジャパン

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への投資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 7年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職金規程に基づく自己都合退職金の期末要支給額を計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた950千円は、「保険配当金」645千円、「雑収入」305千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前受金の増減(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた53,530千円は、「前受金の増減(は減少)」8,959千円、「その他」62,490千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額の総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	200,000 "	200,000 "
差引額	300,000千円	300,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	305,681千円	344,964千円
給料及び手当	592,737 "	609,460 "
賞与引当金繰入額	57,040 "	68,618 "
役員賞与引当金繰入額	7,500 "	7,500 "
退職給付費用	18,137 "	13,796 "
貸倒引当金繰入額	323 "	234 "
地代家賃	273,087 "	259,920 "
減価償却費	160,866 "	150,615 "

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,375千円	824千円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	1,375千円	824千円
税効果額	421 "	252 "
その他有価証券評価差額金	954千円	572千円
その他の包括利益合計	954千円	572千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,291,955	9,305,355	772,000	17,825,310

(変動事由の概要)

特定譲渡制限付株式発行による増加	6,700株
株式分割による増加	9,298,655株
自己株式の消却による減少	772,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	386,282	386,535	772,000	817

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	141株
株式分割による増加	386,394株
自己株式の消却による減少	772,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	311,698	35.00	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	267,367	15.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(注)2018年6月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額は、2018年9月1日付で実施した株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	409,963	23.00	2019年3月31日	2019年6月26日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,825,310	8,500	-	17,833,810

(変動事由の概要)

特定譲渡制限付株式発行による増加 8,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	817	75,266	-	76,083

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 66株

市場買付による増加 75,200株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	409,963	23.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	445,076	25.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	799,097	45.00	2020年3月31日	2019年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	2,761,534千円	4,812,059千円
預入期間3か月超の定期預金	35,000 "	35,000 "
現金及び現金同等物	2,726,534千円	4,777,059千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達していません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外注等に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金を用途としております。

敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,761,534	2,761,534	-
(2) 受取手形及び売掛金	710,261		
貸倒引当金(1)	1,927		
	708,333	708,333	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	105,229	105,229	-
(4) 敷金及び保証金	286,845	287,313	467
(5) 長期売掛金	120,960		
貸倒引当金(2)	71,280		
	49,680	49,680	-
資産計	3,911,622	3,912,090	467
(1) 買掛金	23,732	23,732	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	77,626	77,626	-
(4) 未払法人税等	194,541	194,541	-
負債計	495,900	495,900	-

(1) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「注記事項(有価証券関係)」をご参照ください。

(4) 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、入手可能な市場利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(5) 長期売掛金

長期売掛金は、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,812,059	4,812,059	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,222,038		
貸倒引当金(1)	2,086		
	1,219,952	1,219,952	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	104,404	104,404	-
(4) 敷金及び保証金	273,979	274,373	394
(5) 長期売掛金	110,160		
貸倒引当金(2)	71,280		
	38,880	38,880	-
資産計	6,449,275	6,449,669	394
(1) 買掛金	64,962	64,962	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	107,559	107,559	-
(4) 未払法人税等	1,179,839	1,179,839	-
負債計	1,552,360	1,552,360	-

(1) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「注記事項(有価証券関係)」をご参照ください。

(4) 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、入手可能な市場利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(5) 長期売掛金

長期売掛金は、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	10,500	10,091
投資事業組合への出資	67,222	61,009

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,761,534	-	-	-
受取手形及び売掛金	710,261	-	-	-
敷金及び保証金	-	286,845	-	-
長期売掛金	10,000	40,000	50,000	20,960
合計	3,481,796	326,845	50,000	20,960

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,812,059	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,222,038	-	-	-
敷金及び保証金	-	273,979	-	-
長期売掛金	10,000	40,000	50,000	10,160
合計	6,044,098	313,979	50,000	10,160

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,229	4,760	469
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,229	4,760	469
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	100,000	100,000	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	100,000	100,000	-
合計		105,229	104,760	469

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額77,723千円)については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	104,404	104,760	355
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	104,404	104,760	355
合計		104,404	104,760	355

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額71,100千円)については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について409千円(その他有価証券の株式409千円)減損処理を行っております。なお、下落率が30%以上50%未満の場合には、時価の回復可能性の判定を行い減損処理の要否を決定しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	6,057	7,706
退職給付費用	1,479	1,669
為替差損益	271	150
退職給付の支払額	102	698
退職給付に係る負債の期末残高	7,706	8,526

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
退職給付に係る負債	7,706	8,526
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,706	8,526

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 1,479千円 当連結会計年度 1,669千円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度26,654千円、当連結会計年度23,911千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	26,269千円	30,792千円
差入保証金償却	27,922 "	31,839 "
貸倒引当金	23,191 "	22,468 "
未払事業税	18,026 "	55,183 "
長期未払金	15,530 "	15,530 "
前受金	9,118 "	72,739 "
その他	26,115 "	31,716 "
繰延税金資産小計	146,174千円	260,270千円
評価性引当額	- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	146,174千円	260,270千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%	2.0%
住民税均等割	0.2%	0.1%
その他	0.6%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%	32.3%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループに属する会社の事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は、「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	IR・SR コンサルティング	ディスクロージャー コンサルティング	データベース・その他	合計
外部顧客への売上高	4,052,682	571,980	202,976	4,827,639

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	IR・SR コンサルティング	ディスクロージャー コンサルティング	データベース・その他	合計
外部顧客への売上高	6,974,927	522,146	185,247	7,682,321

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	224円87銭	293円52銭
1株当たり当期純利益金額	54円82銭	137円32銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定し算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	976,904	2,445,476
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	976,904	2,445,476
普通株式の期中平均株式数(株)	17,819,798	17,808,653

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.6	

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,169,082	3,398,746	5,098,077	7,682,321
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,241,676	1,470,967	2,314,843	3,611,262
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	847,673	1,009,909	1,592,807	2,445,476
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	47.56	56.66	89.39	137.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	47.56	9.10	32.74	47.95

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	931,621	1,594,038
未収入金	1 213,485	1 800,636
前払費用	2,576	2,823
その他	617	329
流動資産合計	1,148,300	2,397,827
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	92,126	93,312
減価償却累計額	7,643	13,835
建物附属設備(純額)	84,482	79,476
工具、器具及び備品	55,803	59,507
減価償却累計額	8,051	14,477
工具、器具及び備品(純額)	47,752	45,029
有形固定資産合計	132,235	124,506
無形固定資産		
ソフトウェア	920	675
無形固定資産合計	920	675
投資その他の資産		
投資有価証券	177,223	171,009
関係会社株式	2,037,164	2,037,164
敷金及び保証金	110,034	97,245
繰延税金資産	9,703	14,147
投資その他の資産合計	2,334,126	2,319,566
固定資産合計	2,467,282	2,444,748
繰延資産		
創立費	979	-
繰延資産合計	979	-
資産合計	3,616,562	4,842,575

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	200,000	200,000
未払金	5,731	8,606
未払法人税等	121,061	656,141
賞与引当金	1,372	1,744
関係会社短期借入金	-	590,646
その他	26,627	18,422
流動負債合計	354,792	1,475,560
固定負債		
長期未払金	1,494	1,494
固定負債合計	1,494	1,494
負債合計	356,286	1,477,054
純資産の部		
株主資本		
資本金	818,292	830,000
資本剰余金		
資本準備金	807,094	818,802
その他資本剰余金	430,909	430,909
資本剰余金合計	1,238,003	1,249,712
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,204,672	1,695,813
利益剰余金合計	1,204,672	1,695,813
自己株式	691	410,004
株主資本合計	3,260,275	3,365,521
純資産合計	3,260,275	3,365,521
負債純資産合計	3,616,562	4,842,575

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 834,979	1 1,159,694
経営指導料	1 413,568	1 482,940
営業収益合計	1,248,547	1,642,634
営業費用	1, 2 189,238	1, 2 196,834
営業利益	1,059,309	1,445,799
営業外収益		
受取利息	4	5
未払配当金除斥益	454	371
雑収入	45	-
営業外収益合計	503	376
営業外費用		
支払利息	1,062	1,230
創立費償却	1,175	979
投資事業組合運用損	2,564	5,984
自己株式取得費用	-	7,629
営業外費用合計	4,803	15,824
経常利益	1,055,009	1,430,351
税引前当期純利益	1,055,009	1,430,351
法人税、住民税及び事業税	74,286	88,614
法人税等調整額	5,387	4,443
法人税等合計	68,899	84,170
当期純利益	986,109	1,346,180

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	805,796	794,598	731,603	1,526,201	797,628	797,628
当期変動額						
新株の発行	12,495	12,495		12,495	-	-
剰余金の配当					579,066	579,066
当期純利益					986,109	986,109
自己株式の取得						
自己株式の消却			300,694	300,694		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	12,495	12,495	300,694	288,198	407,043	407,043
当期末残高	818,292	807,094	430,909	1,238,003	1,204,672	1,204,672

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	300,975	2,828,651	2,828,651
当期変動額			
新株の発行		24,991	24,991
剰余金の配当		579,066	579,066
当期純利益		986,109	986,109
自己株式の取得	409	409	409
自己株式の消却	300,694	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		-	-
当期変動額合計	300,284	431,624	431,624
当期末残高	691	3,260,275	3,260,275

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	818,292	807,094	430,909	1,238,003	1,204,672	1,204,672
当期変動額						
新株の発行	11,708	11,708		11,708		
剰余金の配当					855,039	855,039
当期純利益					1,346,180	1,346,180
自己株式の取得						
自己株式の消却						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	11,708	11,708	-	11,708	491,141	491,141
当期末残高	830,000	818,802	430,909	1,249,712	1,695,813	1,695,813

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	691	3,260,275	3,260,275
当期変動額			
新株の発行		23,417	23,417
剰余金の配当		855,039	855,039
当期純利益		1,346,180	1,346,180
自己株式の取得	409,312	409,312	409,312
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	409,312	105,246	105,246
当期末残高	410,004	3,365,521	3,365,521

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への投資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未収入金	213,485千円	800,636千円
未払金	3,804 "	5,474 "

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	200,000 "	200,000 "
差引額	100,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	1,248,547千円	1,642,634千円
営業費用	153,881 "	154,791 "

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	55,411千円	56,160千円
給料及び手当	11,919 "	11,553 "
賞与引当金繰入額	1,936 "	2,286 "
地代家賃	15,685 "	15,685 "
支払手数料	47,853 "	41,323 "
減価償却費	12,850 "	12,863 "

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,037,164千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,037,164千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	420千円	534千円
未払事業税	3,202 "	3,296 "
長期未払金	457 "	457 "
差入保証金償却	4,895 "	8,812 "
その他	727 "	1,046 "
繰延税金資産合計	9,703千円	14,147千円
評価性引当額	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	9,703千円	14,147千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.1%	0.1%
受取配当金の益金不算入	24.2%	24.8%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.5%	5.9%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産	建物附属設備	92,126	1,185	-	93,312	13,835	6,192	79,476
	工具、器具 及び備品	55,803	3,703	-	59,507	14,477	6,426	45,029
	計	147,929	4,889	-	152,819	28,313	12,618	124,506
無形固定資産	ソフトウェア	1,227	-	-	1,227	552	245	675
	計	1,227	-	-	1,227	552	245	675
繰延資産	創立費	5,879	-	-	5,879	5,879	979	-
	計	5,879	-	-	5,879	5,879	979	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,372	1,744	1,372	-	1,744

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載するとしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.irjapan.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款で定められております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出。

第6期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日関東財務局長に提出。

第6期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使書の結果)の規定に基づく臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2019年7月2日、2019年8月6日、2019年9月5日、2019年10月4日、2019年11月11日、2019年12月5日、
2020年1月9日、2020年3月4日、2020年4月14日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴 詳
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴 詳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。